

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 72 号）

- 件 名 「物品不用決定・処分伺」に記載されている原種、原原種（水稻）の堆肥散布に係る資料の開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 令和 4 年 2 月 8 日
- 実施機関の決定日 令和 4 年 3 月 22 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（農林水産部農林水産企画課）
- 決定内容 開示決定
- 審査請求年月日 令和 4 年 3 月 28 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める
- 諮問年月日 令和 4 年 7 月 5 日
- 答申年月日 令和 5 年 2 月 6 日
- 争点 未公開文書の存否
- 審査会の判断

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定処分（令和 4 年 3 月 22 日付け農総技第 210 号-1。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和 4 年 2 月 8 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

令和 4 年 1 月 11 日付け（農総技第 170 号）にて開示された「物品不用決定・処分伺（甲）
発議年月日令和 3 年 9 月 30 日」に記載されている廃棄料金、引渡事業者契約書、事業者への
引渡など廃棄を行うことにより関係する一切の資料及び圃場ごとの堆肥散布記録、堆肥散布
の作業記録、機器使用記録などの堆肥散布を行ったことにより関係する一切の資料（ただし、
「コシヒカリ（令和元年産）」を除く。）

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第 11 条第 1 項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

農林水産総合技術センター（以下「センター」という。）が保有する以下の公文書

- (ア) 県有自動車操車届出簿
- (イ) 特殊自動車車両使用簿

(ウ) TCM L-9 使用簿

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年3月28日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、審査請求人が開示を求めている令和3年9月30日と結びつく文書の存否が争点となる。

実施機関の弁明書及び富山県農林水産部農林水産企画課及びセンターの職員からの意見聴取によれば、「物品不用決定・処分伺」の処分年月日欄に記載すべき日は、実際に引き渡しを行った日であり、令和3年9月30日の記載は誤りとのことであった。また、令和元年産コシヒカリを除く原種等は、廃棄決定後、業務の合い間にもみ摺り業務を行い、もみ摺り業務完了後、畜産研究所に運搬し、繁殖敷料等に利用しており、廃棄物処理業者へ引き渡しはしていないとのことであった。

実施機関が開示した県有自動車操車届出簿等は、いずれも廃棄決定した原種等を同年12月に運搬又は散布した際の操車記録であり、審査請求人が開示を求める本件の開示請求の対象文書であるとのことであった。

このことから、廃棄物処理業者への引き渡しに係る請求書など金銭に関わる公文書は保有していないとの説明に不合理な点は認められない。

なお、物品不用決定・処分伺の「処分（現金交付）年月日」の欄に記載すべき日付に関しては、本件処分の当否に直接関係するものではなく、当審査会の上記判断を左右するものではないため、言及しない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年7月5日	実施機関から諮問書を受理
令和4年11月7日 (第186回審査会)	・諮問事案の概要説明 ・実施機関からの意見聴取 ・審査請求人からの意見陳述 ・審議

令和4年12月12日 (第187回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関からの意見聴取 ・審議
令和5年1月12日 (第188回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議
令和5年2月6日 (第189回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	
神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	